

JASDAQにおける有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(スタンダード上場審査基準)	(スタンダード上場審査基準)
第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。	第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
（5）の2 上場会社監査事務所による監査  「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。	（5）の2 上場会社監査事務所による監査  「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。
(6)～(10) (略)	(6)～(10) (略)
2 (略)	2 (略)
<b>付 則</b>	
この規程は、平成23年10月7日から施行する。	